

国民年金保険料の後納制度について

～過去10年分まで保険料が納められます～

●後納制度とは

・過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が、過去2年から過去10年に延長される制度です。

●後納制度のメリット

・保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出忘れにより国民年金の加入期間がない場合、未納となっていた期間の保険料を納めることで、年金額が増えたり年金受給資格を得られる場合があります。(国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要です)

●後納制度をご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方：上記①の期間以外で、任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方：年金受給資格がなく、任意加入中の方など
- ※老齢基礎年金を受給している方は、ご利用いただくことはできません。

●お申し込みから納めていただくまでの手順

- ①年金事務所に申込書の送付を依頼します。(日本年金機構HPからも取得できます)
 - ②年金事務所から申込書が送付されます。
 - ③申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。(年金加入期間の確認のため、戸籍謄本等が必要な場合があります)
 - ④年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。(承認通知書、納付書、リーフレット送付)
 - ⑤納付書により金融機関、コンビニ等で納めて下さい。(市町村役場、年金事務所では納められません)
- 詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。
注：後納保険料を納付できる期間は、平成27年9月30日までとなっています。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



0570-011-050

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください!!

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

<受付時間> 月～金曜日 午前8：30～午後5：15
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長
第2土曜日 午前9：30～午後4：00
(祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内 通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)**にお問い合わせください。